

## 入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月8日

地方公務員災害補償基金  
理事長 諸橋 省明

### 1 調達内容

(1)件 名

基金本部事務補助職員の派遣

(2)仕様等 仕様書による。

(3)履行期間 仕様書による。

(4)履行場所 仕様書による。

(5)調達方法 最低価格落札方式による一般競争入札。詳しくは入札説明書による。

### 2 競争参加資格

(1)予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3)平成28・29・30年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(4)省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加申込書等を平成30年2月22（木）正午までに下記5に示すとおり提出しなければならない。提出された入札書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した入札書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 4 入札説明書及び仕様書の配布期間及び場所

(1)期 間 平成30年2月9日（金）午前10時から平成30年2月20日（火）正午まで（随時）

(2)場 所 地方公務員災害補償基金総務課

### 5 入札参加申込書等の提出期限及び場所

(1)提出期限 平成30年2月22日（木）正午まで

(2)提出場所 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階  
地方公務員災害補償基金総務課

6 入札・開札日時及び場所

(1)日 時 平成30年2月27日(火)午後2時

(2)場 所 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階  
地方公務員災害補償基金特別会議室

7 入札保証金及び契約保証金  
免除

8 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札書の記載金額

入札説明書のとおり。

10 落札者の決定方法

地方公務員災害補償基金業務規程第41条第2項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

以上

## 基金本部事務補助職員の派遣に係る仕様書

### 1 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

### 2 派遣人数

1 名

### 3 履行場所

名称：地方公務員災害補償基金

所在地：東京都千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー8 階

### 4 勤務日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日及びその他地方公務員災害補償基金理事長が指定する日を除いた日とする。（予定勤務日数 244 日）

### 5 勤務時間

8 時 30 分から 17 時 15 分とする。ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までの休憩時間並びに派遣元及び派遣職員の責に起因しない事由により業務に従事できない時間を除くものとする。（予定勤務時間 7 時間 45 分）

### 6 休暇

休暇を取得する場合は、事前に所属課の勤務時間管理者（次長又は主幹）に報告すること。

### 7 時間外勤務

原則として時間外勤務はしないこととする。

- ① 時間外（8 時間まで） 契約単価の 100%で支払い
- ② 時間外（8 時間超） 契約単価の 125%で支払い
- ③ 休日 契約単価の 125%で支払い
- ④ 深夜（22 時～5 時） 契約単価の 125%で支払い
- ⑤ 法定休日 契約単価の 135%で支払い
- ⑥ 休日かつ深夜 契約単価の 150%で支払い
- ⑦ 深夜かつ時間外 契約単価の 150%で支払い
- ⑧ 法定休日かつ深夜 契約単価の 160%で支払い
- ⑨ 時間外月 60 時間超加算単価 契約単価の 25%割増で支払い

### 8 就業時間の端数整理

基準時間内の業務時間の合計時間数に 1 時間未満の端数がある場合は、5 分単位で積算するものとする。また、基準時間外に役務を提供した場合も同様とする。

## 9 業務内容

### 庶務業務全般

- (1) 旅費計算事務
- (2) 支払業務（支払伝票作成）
- (3) 各種会議等の資料印刷、整理整頓
- (4) 会議開催時における設営等の補助
- (5) その他上記に付帯する作業（データ入力等）

## 10 派遣労働者の要件

- (1) 細心の注意をはらって情報を扱えること
- (2) パソコン（Word, Excel, Outlook, 一太郎, Internet Explorer 等）の基本操作ができること  
Excel については、基本的な関数（SUM、IF、VLOOKUP 等）が使えること
- (3) 職員との協調性をもって業務を遂行できること
- (4) やむを得ない場合を除き、派遣期間を全うできること

## 11 派遣労働者の義務等

- (1) 派遣労働者は、本件業務に係る作業中に知り得た業務上の事項を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 派遣労働者は、業務の履行に当たっては、善良なる管理者の注意をもって履行すること。
- (3) 上記義務に違反した場合は、派遣元は連帯してその責任を負う。
- (4) 派遣労働者は、担当者の指示に従い、正確かつ迅速に業務を行うこと。
- (5) 受託後、派遣労働者を交代する場合は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して交代1ヶ月前までに文書にて報告しなければならない。

また、契約終了日までに、新任の派遣労働者と綿密に引継ぎ（1ヶ月程度）を行い、遺漏なく業務を引き継がなければならない。

## 12 機器等の使用

業務の履行に必要な建物の一部、機器類、備品等は、基金が無償で使用させる。

## 13 消耗品等の使用

業務の履行に必要な消耗品、光熱水料等は基金が負担する。

## 14 派遣先責任者及び指揮命令権者

- ・ 派遣先責任者：地方公務員災害補償基金 理事長 諸橋 省明
- ・ 指揮命令担当者：地方公務員災害補償基金 事務局長 生沼 裕

## 15 派遣金額

- (1) 1時間あたりの契約単価

- (2) 時間外勤務等をする場合には、7②～⑨によるものとする。
- (3) 受託者は、基金に対して各月毎(12回)に本業務に係る経費を請求することができる。

#### 16 その他

- (1) 基金が仕様書に基づく業務の履行が困難だと判断した派遣労働者については、交代を要請できるものとする。その場合、派遣元は基金からの要請が妥当であると認められる場合は、派遣労働者を交代しなければならない。
- (2) 本件は、平成30年度予算(案)に含まれるものであり、同予算の成立が条件となるものである。また、契約は成立した予算内で行う。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、基金と協議のうえ決定する。

#### 17 本件に関する照会先

地方公務員災害補償基金 総務課 山口 茜

電話 : 03-5210-1341

e-mail : a3.yamaguchi@chikousai.jp